

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画提案書等に基づき審査を行い、原則として各評価項目の得点合計が最も高いものを採択案件に決定する。ただし、個別審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度必要な審査を行い決定する。

II 審査方法

企画提案書等に基づき、文化庁内に設置する「文化財保存修理用資材（植物性屋根）の長期需要予測企画選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

[評価基準 A]

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、選定委員会の構成員が各々評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。

1～2に係る評価基準

[評価基準]

大変優れている = 5点	優れている = 4点	普通 = 3点
やや劣っている = 2点	劣っている = 1点	

1 事業内容に関する評価

- ① 事業の実施計画が具体的に提案され、実現性・妥当性があること。
- ② 必要な調査内容を把握していること。
- ③ データベースの作成方法が適切であること。
- ④ 現地調査の方法が適切であること。
- ⑤ 修理周期の把握が適切であること。
- ⑥ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

2 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 事業を遂行できる事業実績を有していること。
- ③ 調査実現のための適切な技術力及びノウハウを有していること。
- ④ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

[評価基準 B]

「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人においては、相当する各認定等に応じて評価する。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
 - ・認定段階3＝2点
 - ・プラチナえるぼし認定＝2.6点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点
2. 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1点
 - ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.2点
 - ・プラチナくるみん認定＝1.5点
3. 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ユースエール認定＝1.5点
4. 上記1～3に該当する認定等を有しない＝0点